

北九州市立大学大学院社会システム研究科規程

〔平成17年4月1日〕
北九大規程第63号

（趣旨）

第1条 この規程は、北九州市立大学大学院学則（平成17年北九大学則第2号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、北九州市立大学大学院社会システム研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

（専攻及び研究領域）

第2条 研究科に置く専攻及び研究領域は、別表第1のとおりとする。

（教育方法）

第3条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位請求論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

（教育方法の特例）

第4条 研究科長が教育上特別の必要があると認めるときは、北九州市立大学大学院社会システム研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことができる。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第5条 研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目及び単位数）

第6条 授業科目は、専門基礎科目、専門科目、特別研究科目、専攻共通科目、研究科目、特別研究とする。

2 研究科の授業科目及び単位数は、別表第2のとおりとする。

3 各授業科目の単位は、毎週1時間15週をもって1単位とする。

4 専攻共通科目の留学生特別科目は、大学院学則第47条第1項の規定により入学した者（以下「外国人留学生」という。）に対して開設することとする。

（教職課程）

第7条 大学院学則第32条の規定により、研究科において中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、別表第3に掲げる授業科目のうちから24単位以上を修得しなければならない。

（授業時間割等）

第8条 授業科目、授業時間割及び担当教員は、毎学年の初めにこれを定める。

(研究指導教員及び履修アドバイザー)

第9条 博士前期課程の学生は、1年次2学期開始前までに研究指導教員を定め、1年次2学期からその指導を受けなければならない。また、学生の研究に資するため、副指導教員を置くことができるものとする。博士後期課程の学生は、入学後速やかに研究指導教員・副指導教員各1名を定め、履修計画を立てなければならない。研究指導教員及び副指導教員は、専攻の専任教員のうちから、適格者1名をもって充てる。

- 2 前項に規定するもののほか、博士前期課程の学生は、入学後速やかに履修アドバイザーを定め、1年次1学期の期間、その指導を受けなければならない。履修アドバイザーは、専攻の専任教員のうちから、適格者1名をもって充てる。
- 3 前2項の場合において、研究指導教員、副指導教員及び履修アドバイザーを定めるときは、当該教員の承認を必要とする。
- 4 研究科長がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、研究指導教員、副指導教員又は履修アドバイザーを変更することはできない。

(履修方法)

第10条 学生は、研究指導を受けるとともに授業科目のうち必修科目及び選択科目の単位とを合わせて博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を履修しなければならない。

- 2 博士前期課程における30単位については、研究指導教員の担当する特別研究科目の特別研究6単位、専攻共通科目の社会システム総合概論2単位を合わせた8単位を必修科目とし、選択科目として特別研究科目の特別研究基礎2単位、学生の所属する専攻(文化・言語専攻においては、学生の所属する領域)の専門基礎科目及び専門科目から各3科目6単位以上を含む22単位の合計とする。ただし、外国人留学生においては、留学生特別科目で修得した単位を選択科目の必要単位数として算入することができる。
- 3 博士後期課程において、第1項に規定する12単位は、必修科目として研究指導教員の担当する特別研究12単位とする。

(他の研究科等の授業科目の履修)

第11条 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生に研究科の他の専攻及び他の研究科修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程の授業科目を履修させることができる。この場合において学生が修得した単位は、10単位を超えない範囲で課程の修了に必要な単位に算入することができる。ただし、博士後期課程の学生に限っては、修了に必要な単位には算入しない。

- 2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生(博士後期課程の学生に限る。)に本学大学院の他の研究科博士後期課程の授業科目を履修させることができる。ただし、この場合において学生が修得した単位は、課程の修了に必要な単位には算入しない。

(他の大学の大学院の授業科目の履修)

第12条 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学長は、他の大学の大学院との協議に基づき、学生が他の大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により学生が修得した単位は、研究科委員会の議を経て、博士前期課程にあつては15単位を超えない範囲で、課程の修了に必要な単位に算入することができる。ただし、博士後期課程にあつては課程の修了に必要な単位には算入しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第12条の2 研究科委員会において、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大学院に入学した後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、博士後期課程の学生にあっては、他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位は、修了に必要な単位には算入しない。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(本大学院における授業科目の履修により修得したものをみなすことのできる単位数の上限)

第12条の3 第12条第2項及び第12条の2第2項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(受講申告)

第13条 学生は、毎年指定する期間内に、その学年で履修しようとする授業科目を、研究指導教員の承認を得て研究科長に申告しなければならない。

2 既に申告した授業科目の変更、追加又は削除を行う場合は、毎年指定する期間内に研究科長に修正申告書を提出しなければならない。

3 年間に申告し得る授業科目の単位数は、博士前期課程においては30単位、博士後期課程においては12単位を超えることができない。ただし、特別研究は除く。

(授業科目の単位の認定)

第14条 授業科目の単位の認定は、每学期又は毎学年の終わりに試験又は研究報告によって行う。

2 前項の評価は、次の基準により行い、秀(S)、優(A)、良(B)、及び可(C)を合格とし、不可(D)を不合格とする。

- (1) 秀 (S) 90点以上
- (2) 優 (A) 80点以上90点未満
- (3) 良 (B) 70点以上80点未満
- (4) 可 (C) 60点以上70点未満
- (5) 不可 (D) 60点未満

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 修学簿に第2項の評価を用いて記録し、学期末に本人に交付する。

(学位請求論文の提出要件)

第15条 博士前期課程に1年以上在学し、第10条に定める単位のうち18単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、当該博士前期課程の目的に応じ、学位請求論文(特定の課題についての研究の成果を含む。以下同じ。)を提出して最終試験を受けることができる。

2 博士後期課程に2年以上在学し、第10条に定める単位のうち8単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、予備論文の審査に合格し、研究科委員会において学位請求論文作成資格の認定を受けた者は、学位請求論文を提出して最終試験を受けることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院学則第28条第2項の規定に該当する者については、研究科委員会の議を経て、研究科長が別に定める。

4 学位請求論文の提出に関し必要な事項は別に定める。

(学位請求論文の審査及び最終試験)

第16条 最終試験は、第10条に定める単位を既に修得した者又は学位請求論文審査終了時までに修得する見込みの者のうち、学位請求論文を提出した者について行う。

2 学位請求論文の審査及び最終試験は、北九州市立大学学位規程(平成17年北九大規程第79号)第7条から第9条までの規定に基づき研究科委員会が行う。

(科目等履修生)

第17条 学長は、大学院学則第13条に定める資格を有する者について、研究科委員会の議を経て、研究科の特別研究を除く授業科目の科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を志願する者は、毎学年の定められた期間に所定の願書を提出しなければならない。

3 科目等履修生の履修期間は1年以内とする。

4 研究科長は、科目等履修生で履修した授業科目の試験に合格した者に、研究科委員会の議を経て、所定の単位を与える。

5 科目等履修生は、履修許可証を携帯し、学内諸規程を守らなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年度以前の入学者に対する第10条の適用については、同条第3項中「その他の研究領域の科目から2科目4単位」とあるのは、「その他の各研究領域の科目から1科目2単位ずつ計4単位」とする。

付 則

この規程は、平成17年11月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条、別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、平成20年度以後の入学者(再入学者を除く。)について適用し、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 再入学者に係る別表第1、別表第2及び別表第3の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条第2項の規定は、平成25年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 再入学者に係る第14条第2項の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条、第9条、第10条、第11条、第13条、別表第2及び別表第3の規定は、平成26年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 再入学者に係る第6条、第9条、第10条、第11条、第13条、別表第2及び別表第3の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条第2項、第12条第2項、第15条第2項及び別表第2の規定は、平成27年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、平成26年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 再入学者に係る第6条第1項、第10条第1項及び第3項、第11条第2項、第12条第2

項、第15条第2項及び別表第2の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、平成31年度以後の入学者（再入学者を含む。）について適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表2の規定は、令和2年度以降の入学者（再入学者を含む）について適用し、平成31年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第12条、12条の2及び25条の3の規定は、令和3年度以後の入学者（再入学者を除く。）について適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 再入学者に係る改正後の第12条、12条の2及び25条の3の規定の適用については、当該再入学者が再入学の時に属することとなる年次の在学者と同様とする。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第4項、別表第2の規定は、令和4年度以後の入学者（再入学者を含む。）について適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、令和5年度以後の入学者（再入学者を含む。）について適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

1 博士前期課程

専攻	研究領域
現代経済	経済学
地域コミュニティ	人間関係学
文化・言語	英米言語文化 中国言語文化 比較文化
東アジア	国際学

2 博士後期課程

専攻	研究領域
地域社会システム	地域社会 思想文化 東アジア社会圏 国際開発政策コース

別表第2 (第6条関係)

1 博士前期課程

(1) 現代経済専攻

領域	区分		授業科目	単位	区分	授業科目	単位
経済学	専門基礎科目	経済科目群	マクロ経済分析基礎	2	専門科目	マクロ経済学	2
			ミクロ経済分析基礎	2		ミクロ経済学	2
			計量経済分析基礎	2		財政学Ⅱ	2
			財政学Ⅰ	2		金融論	2
			地域経済論	2		国際金融論	2
			経済史	2		産業組織論	2
		経営科目群	会計学Ⅰ	2		統計学	2
			財務会計Ⅰ	2		計量経済学	2
			経営学Ⅰ	2		労働経済学	2
			マーケティング	2		環境経済学	2
			経営組織論	2		応用地域科学	2
			情報管理基礎	2		会計学Ⅱ	2
						財務会計Ⅱ	2
			管理会計	2			
			経営学Ⅱ	2			
			経営戦略論	2			
			コーポレート・ファイナンス	2			
			人的資源管理	2			
			企業論	2			

(2) 地域コミュニティ専攻

領域	区分		授業科目	単位	区分	授業科目	単位
人間関係学	専門基礎科目	コミュニティ理論科目群	社会心理学	2	専門科目	認知心理学	2
			生涯学習論	2		教育制度論	2
		コミュニティ実践科目群	臨床心理学	2		臨床教育学	2
			教育心理学	2		福祉コミュニティ論	2
			社会福祉援助論	2		司法福祉論	2
		都市マネジメント学	2	フィールドワーク論		2	
	フィールド文化科目群	人間環境学	2	臨床社会学		2	
		文化社会学	2	環境社会学		2	
		都市社会学	2				

(3) 文化・言語専攻

領域	区分		授業科目	単位	区分	授業科目	単位
英米言語文化	専門基礎科目	英米言語文化科目群	イギリス文学研究概論	2	専門科目	英語表現法	2
			アメリカ文学研究概論	2		現代イギリス文学研究	2
			英語学研究概論	2		イギリス文学研究	2
			英語教育法研究概論	2		イギリス文化研究	2
						現代アメリカ文学研究	2
						アメリカ文学研究	2
						アメリカ文化研究	2
						社会言語学研究	2
						英語翻訳研究	2

						英語通訳研究	2	
						第二言語習得研究	2	
中国言語文化	専門基礎科目	中国言語文化科目群	中国語法研究概論	2	専門科目	中国言語文化科目群	中国民族文化研究	2
			中国文化研究概論	2			中国哲学史研究	2
			中国思想文化研究概論	2			中国語教授法研究	2
							中国民間文学研究	2
							中国文化史研究	2
							中国古典文学研究	2
							中国語音声学研究	2
							中国語教育論研究	2
比較文化	専門基礎科目	比較文化・言語科目群	比較文化研究概論	2	専門科目	比較文化・言語科目群	日本宗教文化研究	2
			日本文化研究概論	2			日本美術史研究	2
			言語学研究概論	2			日本表象文化研究	2
			比較文学研究概論	2			日本古典文学研究	2
							比較広域文学研究	2
							比較広域文化研究	2
							ヨーロッパ比較文化研究	2
							日英比較文化研究	2
							日米比較文化研究	2
							理論言語学研究 (形態論)	2
							理論言語学研究 (統語論)	2

(4) 東アジア専攻

領域	区分	授業科目	単位	区分	授業科目	単位		
国際学	専門基礎科目	東アジア科目群	中国研究概論	2	専門科目	東アジア科目群	中国社会史研究	2
			東北アジア研究概論	2			現代中国政治研究	2
			東南アジア研究概論	2			現代中国経済研究	2
		国際学科目群	アメリカ社会史概論	2			東アジア国際政治研究	2
			アメリカ社会概論	2			東アジア政治思想研究	2
			アメリカ人種関係概論	2			現代韓国経済研究	2
			イギリス地域概論	2			日本社会史研究	2
			国際関係研究概論	2			近代日本政治外交史研究	2
							東南アジア近現代史研究	2
			東南アジア地域研究Ⅰ	2				
			東南アジア地域研究Ⅱ	2				
						国際学科目群	アメリカ社会史研究	2
							アメリカ社会研究	2
							アメリカ人種関係研究	2
							イギリス地域研究	2
							国際経済研究	2
							国際協力研究	2
							国際機構研究	2
							安全保障研究	2
						国際政治経済研究	2	
						異文化科目群	イギリス文学研究	2
							現代イギリス文学研究	2
							英語表現法	2
							アメリカ文学研究	2
							現代アメリカ文学研究	2
						英語教育法研究概論	2	

(5) 全専攻共通科目

区 分	授 業 科 目	単 位
特別研究科目	特別研究基礎	2
	特別研究 1	2
	特別研究 2	2
	特別研究 3	2
専攻共通科目	社会システム総合概論	2
留学生特別科目	日本語特別研究	2

2 博士後期課程

地域社会システム専攻

領域	区分	授業科目	単位	領域	区分	授業科目	単位		
地域社会領域	研究科目	都市社会研究	2	東アジア社会圏領域	研究科目	東アジア政治研究	2		
		企業経営研究	2			東アジア経済研究	2		
		都市情報工学研究	2			東アジア国際関係研究	2		
		社会心理研究	2			東アジア政治史研究	2		
		地域臨床教育研究	2			東南アジア政治研究	2		
		地域イノベーション研究	2			東南アジア歴史文化研究	2		
		福祉社会研究	2			アメリカ市民政治論研究	2		
		司法福祉研究	2			イギリス社会研究	2		
		社会福祉政策研究	2			国際協力研究	2		
		都市環境政策研究	2			国際開発 政策コース	研究科目	International Migration and Economic Development	2
		都市政策論研究	2					Numerical Analysis	2
		統計学研究	2					The industrial development of Taiwan	2
								Urban Analysis	2
		思想文化領域	研究科目			市民政治思想研究	2		
日本文化研究	2								
英文学研究	2								
現代英文学研究	2								
中国文化研究	2								
中国語文化研究	2								
中国哲学思想研究	2								
中国近世近代社会史研究	2								
米文学研究	2								
比較文化研究	2								
比較文学研究	2								
人間環境研究	2								
多文化コミュニケーション研究	2								
文化交流史研究	2								

区分	授業科目	単位
特別研究	特別研究 (D) I A	2
	Special Research Topics (D) 1A	2
	特別研究 (D) I B	2
	Special Research Topics (D) 1B	2
	特別研究 (D) II A	2
	Special Research Topics (D) 2A	2
	特別研究 (D) II B	2
	Special Research Topics (D) 2B	2
	特別研究 (D) III A	2
	Special Research Topics (D) 3A	2
	特別研究 (D) III B	2
	Special Research Topics (D) 3 B	2

別表第3(第7条関係)

博士前期課程

専攻名 修得免許状の種類 免許教科の種類	授業科目	単位数	
		必修	選択
文化・言語専攻 中学校教諭専修免許状 (英語) 高等学校教諭専修免許状 (英語)	英語学研究概論		2
	英語教育法研究概論		2
	英語表現法		2
	現代イギリス文学研究		2
	イギリス文学研究		2
	イギリス文化研究		2
	現代アメリカ文学研究		2
	アメリカ文学研究		2
	アメリカ文化研究		2
	社会言語学研究		2
	英語翻訳研究		2
	英語通訳研究		2
	日英比較文化研究		2
	日米比較文化研究		2
	理論言語学研究(形態論)		2
理論言語学研究(統語論)		2	
東アジア専攻 中学校教諭専修免許状 (英語) 高等学校教諭専修免許状 (英語)	アメリカ社会史概論		2
	アメリカ社会概論		2
	アメリカ人種関係概論		2
	イギリス地域概論		2
	アメリカ社会史研究		2
	アメリカ社会研究		2
	アメリカ人種関係研究		2
	イギリス地域研究		2
	イギリス文学研究		2
	現代イギリス文学研究		2
	英語表現法		2
	アメリカ文学研究		2
	現代アメリカ文学研究		2
英語教育法研究概論		2	